

諮問に係る審議会において合意した事項と主な意見・要望等

1 受益者負担・算式について

(1) 同意した事項

- ① 改定案のマトリックス図を認める。(第3回にて)
- ② 受益者負担の最低負担率を25%にすることについて同意する。(第3回にて)

(2) 主な意見・要望等

- ① 実際に使用料等を決める際には、補助金等の別途の利益があればきちんと勘案すること。また、近隣自治体との比較は適切に行うこと。(第3回にて)
- ② 現在の使用料等において、割高感がないものについては下げる必要はないのではないか。割安感が出ないように決めてほしい。(第3回にて)
- ③ これからの社会経済情勢において、受益者負担はどうしても避けられない。受益者負担がゼロということはないという考えを取りまとめてほしい。(第3回にて)
- ④ 使用料等の算式で、原価に受益者負担割合を掛けても、最後に近隣自治体や類似の施設等を比較して決めるのであれば、結局、価額は近隣自治体と一緒にになり、違和感を覚える。(第3回にて)
- ⑤ 使用料等の額を類似の施設や近隣自治体と全く同じでよいということではない。越谷市なりの料金設定をしたらよい。(第3回にて)
- ⑥ 改定によって受益者負担率が極端に上がってしまう施設があるので、市民感情などを勘案すべき。(第3回にて)
- ⑦ 使用料等の価額の算定に当って、同種の施設、あるいは近隣自治体との比較考慮をすることで(結果的に)ボトムラインに合わせると、基本方針が基本方針でなくなってしまうので、そのあたりをどうするか。(第3回にて)
- ⑧ 使用料等の価額の算定に当って、同種の施設、あるいは近隣自治体との比較考慮することも止むを得ないとする向きも理解できるが、市の財政事情も考慮すべきだ。(第5回にて)

2 減免等について

(1) 主な意見・要望等

- ① 免除と減額の境界線が不明確。個人と団体、団体と団体でも扱いが異なることが不明確。(第4回にて)

- ② 減免の適用に当たっては、施設所管課で曖昧にならないよう適切に定めて、恣意的な取り扱いにならないよう、統一的な見解、ガイドライン等で縛ることがあってもよい。(第4回にて)

3 その他について

(1) 主な意見・要望等

- ① 財政への配慮等についても答申に入れたい。(第3回にて)
- ② イベントの際に使用している電気の使用料を徴収していないものもあるから、取り漏れがないよう答申に入れたほうがよい。(第3回にて)
- ③ 施設の使用目的に応じて使用料等に差をつけることも検討すべき。(第3回にて)
- ④ 各施設所管課が個々に使用料等を決める際に、市にプラスになるよう全体的な調整も必要ではないか。(第3回にて)
- ⑤ 施設利用に係る団体登録について、登録者の中に以外の方が入り込んでいる実態があることから、規定で整理する必要がある。(第4回にて)
- ⑥ 使用料等の価額の算定に当たっては、施設への利便性も反映してもらいたい。(第4回にて)
- ⑦ 使用料等を決めるに当たっては、施設の稼働率も検討すべきではないか。(第4回にて)
- ⑧ 稼働率の低い施設にあっては、向上させる工夫が必要ではないか。(第5回にて)
- ⑨ まんまる予約システムの運用にあたって、越谷市民を優先するよう改良できないものか。(第5回にて)
- ⑩ まんまる予約をとるのに毎回大変な苦勞をしている。何とかならないものか、納税者として思う。(第5回にて)
- ⑪ 使用料等の決定に当たっては、財政に影響が出ないように。(第5回にて)

4 改定案全体について

(1) 同意した事項

- ①改定案は概ね了解する。(第5回にて)

※ () 内の第3回とは、平成30年度第3回審議会(2019.2.19)の会議録から

※ () 内の第4回とは、平成30年度第4回審議会(2019.3.25)の会議録から

※ () 内の第5回とは、平成31年度第1回審議会(2019.4.19)の会議録から

諮問に係る審議会において合意した事項と主な意見・要望等

1 受益者負担・算式について

(1) 同意した事項

- ① 改定案のマトリックス図を認める。
- ② 受益者負担の最低負担率を25%にすることについて同意する。

(2) 主な意見・要望等

- ① 実際に使用料等を決める際には、補助金等の別途の利益があればきちんと勘案すること。また、近隣自治体との比較は適切に行うこと。
- ② 現在の使用料等において、割高感がないものについては下げる必要はないのではないか。割安感が出ないように決めてほしい。
- ③ これからの社会経済情勢において、受益者負担はどうしても避けられない。受益者負担がゼロということはないという考えを取りまとめてほしい。
- ④ 使用料等の算式で、原価に受益者負担割合を掛けても、最後に近隣自治体や類似の施設等を比較して決めるのであれば、結局、価額は近隣自治体と一緒にになり、違和感を覚える。
- ⑤ 使用料等の額を類似の施設や近隣自治体と全く同じでよいということではない。越谷市なりの料金設定をしたらよい。
- ⑥ 改定によって受益者負担率が極端に上がってしまう施設があるので、市民感情などを勘案すべき。
- ⑦ 使用料等の価額の算定に当たって、同種の施設、あるいは近隣自治体との比較考慮をすることで（結果的に）ボトムラインに合わせると、基本方針が基本方針でなくなってしまうので、そのあたりをどうするか。
- ⑧ 使用料等の価額の算定に当たって、同種の施設、あるいは近隣自治体との比較考慮することも止むを得ないとする向きも理解できるが、市の財政事情も考慮すべきだ。

2 減免等について

(1) 主な意見・要望等

- ① 免除と減額の境界線が不明確。個人と団体、団体と団体でも扱いが異なることが不明確。
- ② 減免の適用に当たっては、施設所管課で曖昧にならないよう適切に定めて、恣意的な取り扱いにならないよう、統一的な見解、ガイドライン等で縛ることがあってもよい。

3 その他について

(1) 主な意見・要望等

- ① 財政への配慮等についても答申に入れたい。
- ② イベントの際に使用している電気の使用料を徴収していないものもあるから、取り漏れがないよう答申に入れたほうがよい。
- ③ 施設の使用目的に応じて使用料等に差をつけることも検討すべき。
- ④ 各施設所管課が個々に使用料等を決める際に、市にプラスになるよう全体的な調整も必要ではないか。
- ⑤ 施設利用に係る団体登録について、登録者の中に以外の方が入り込んでいる実態があることから、規定で整理する必要がある。
- ⑥ 使用料等の価額の算定に当たっては、施設への利便性も反映してもらいたい。
- ⑦ 使用料等を決めるに当たっては、施設の稼働率も検討すべきではないか。
- ⑧ 稼働率の低い施設にあっては、向上させる工夫が必要ではないか。
- ⑨ まんまるよやくシステムの運用に当たって、越谷市民を優先するよう改良できないものか。
- ⑩ まんまる予約をとるのに毎回大変な苦勞をしている。何とかならないものか、納税者として思う。
- ⑪ 使用料等の決定に当たっては、財政に影響が出ないように。

4 改定案全体について

(1) 同意した事項

改定案は概ね了承する

左記の意見・要望等を踏まえて答申案に盛り込む予定の文案

(※左記意見等の集約文)

1 使用料等の受益者負担のあり方について

- (1) 使用料等の算出過程において、市内の同種同格の施設や近隣自治体との比較考慮をすることは、著しい施設間格差や近隣格差を生じさせないため、更には公共料金のあるべき水準という観点から一定の理解をしますが、越谷市としての主体性・独自性を失うことのないよう、また、財政に影響が生じることのないよう、適正な価額の設定を望みます。

2 使用料等減免のあり方について

- (1) 市が、補助金等の財政支援をしている団体やその構成員に対して使用料等を減免することは、その利益を受ける当事者以外から見たときに、重複支援とも受け取られかねないことから、その措置に当たっては、受益者負担の原理原則や公平性・透明性等の観点から慎重な取扱いを望みます。
- (2) 使用料等の事由や減額と免除の区分けを施設の所管課に委ねていますが、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、市としての基本方針のもと、適切に定められるよう求めます。

3 その他について

- (1) 財・サービスの提供に当たっては、すべからく受益者負担の考え方のもと、使用料等の徴収漏れがないよう、適切に取り組みされることを望みます。
- (2) 施設利用に係る団体登録に当たっては、越谷市民に過度な不利益が被ることのないよう、厳格な運用を望みます。
- (3) 通称「まんまるよやく制度（埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム）」の制度設計や運用に関して、5市1町間の協定に基づいた相互の融通性や協調性、平等性等を確保するというコンセプトは十分理解しますが、限られた施設に予約アクセスが集中することで越谷市民が越谷市の施設利用に支障をきたすようでは、誰のための施設で、誰に対するサービスかを問われかねません。施設利用の予約にあたっては、越谷市民に優先権を与えるなどの検討の余地も残されていると考えますので、制度の見直しに鋭意努力されることを望みます。
- (4) 使用料等の収入は、市税収入と同様に財政の屋台骨を形成していることから、全ての施設の稼働率向上に不断の努力をされることを望みます。

使用料等のあり方に関する基本方針
の改定案について
答申（案）

令和元年（2019年）5月

越谷市行政経営審議会

答 申

公共財やサービスに係る使用料及び手数料は、最も身近な公共料金ゆえに、その基本的な考え方や料金のあり方等については、市民の立場に立った公正・公平・適正を旨としなければなりません。

また、施設の運営やサービスの提供に係る経費の一部に充てる重要な財源として、市の財政を大きく左右することから、常に価額等の見直しを図り、的確な運用に努められることを望みます。

当審議会は、下記の意見と要望等をもって、諮問のあった、「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」については、概ね妥当であるとしします。

記

1 使用料等の受益者負担のあり方について

使用料等の算出過程において、市内の同種同格の施設や近隣自治体との比較考慮をすることは、著しい施設間格差や近隣格差を生じさせないため、更には公共料金のあるべき水準という観点から一定の理解をしますが、越谷市としての主体性・独自性を失うことのないよう、また、財政に影響が生じることのないよう、適正な価額の設定を望みます。

2 使用料等の減免のあり方について

- (1) 市が、補助金等の財政支援をしている団体やその構成員に対して使用料等を減免することは、その利益を受ける当事者以外から見たときに、重複支援とも受け取られかねないことから、その措置に当っては、受益者負担の原理原則や公平性・透明性等の観点から慎重な取扱いを望みます。
- (2) 使用料等の減免の事由や減額と免除の区分けを施設の所管課に委ねていますが、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、市としての基本方針のもと、適切に定められるよう求めます。

3 その他

- (1) 財・サービスの提供に当っては、すべからく受益者負担の考え方のもと、使用料等の徴収漏れがないよう、適切に取り組みされることを望みます。
- (2) 使用料等の収入は 市税収入と同様に財政の屋台骨を形成していることから、全ての施設の稼働率向上に不断的努力をされることを望みます。

以上

(諮問事項以外に係る意見等)

- (1) 通称「まんまるよやく制度（埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム）」の制度設計や運用に関して、5市1町間の協定に基づいた相互の融通性や協調性、平等性等を確保するというコンセプトは十分理解しますが、限られた施設に予約アクセスが集中することで越谷市民が越谷市の施設利用に支障をきたすようでは、誰のための施設で、誰に対するサービスかを問われかねません。

施設利用の予約にあたっては、越谷市民に優先権を与えるなどの検討の余地も残されていると考えますので、制度の見直しに鋭意努力されることを望みます。

- (2) 施設利用に係る団体登録に当たっては、越谷市民に過度な不利益が被ることのないよう、厳格な運用を望みます。

越谷市行政経営審議会委員

任期：平成29年8月28日～平成31年8月27日

(50音順・敬称略)

氏名	役職名
アサイ タクヤ 浅井 拓久也	委員
アジマ オサム 安嶋 修	委員
ウダ ヨウイチ 宇田 陽一	委員
エンジュジ カズユキ 延寿寺 和行	委員
エンヨ サキコ 延与 早紀子	委員
オオタニ モトミチ 大谷 基道	会長
オオノ ミノル 大野 實	会長職務代理者
クリタ ミワコ 栗田 美和子	委員
コムロ カズロウ 小室 和朗	委員
サカモト マサコ 坂本 雅子	委員
タナカ シゲオ 田中 茂夫	委員
タナカ ユカ 田中 由佳	委員
テヅカ フジオ 手塚 二千男	委員
トバリ タカシ 戸張 隆	委員
ヨコヤ タケシ 横家 豪	委員